

<資料編>

資料3:「市場化テストを実施している統計調査」(総務省公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会)

市場化テストを実施している統計調査

平成31年4月現在

No.	事業名	市場化テスト 終了	新プロセス ○:移行	所管府省
1	消費動向調査	○		内閣府
2	科学技術研究調査	○		総務省
3	サービス産業動向調査	○		総務省
4	民間給与実態統計調査		○	財務省
5	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査		○	厚生労働省
6	就労条件総合調査		○	厚生労働省
7	能力開発基本調査			厚生労働省
8	医療経済実態調査			厚生労働省
9	牛乳乳製品統計調査		○	農林水産省
10	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査		○	農林水産省
11	農業物価統計調査		○	農林水産省
12	内水面漁業生産統計調査		○	農林水産省
13	経済産業省企業活動基本調査		○	経済産業省
14	石油産業情報化推進調査			経済産業省
15	情報通信業基本調査			経済産業省
16	海外事業活動基本調査			経済産業省
17	中小企業実態基本調査			経済産業省
18	容器包装利用・製造等実態調査	○		経済産業省 農林水産省
19	建設関連業等の動態調査	○		国土交通省
20	国際航空旅客動態調査			国土交通省
21	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査			環境省

* 新プロセス及び市場化テスト終了について

公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等(以下「実施府省等」という。)の自主的な取組みを促す観点も踏まえ、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的入札・契約に委ねる新たなプロセスを「新プロセス」と呼ぶ。また、監理委員会の審議の更なる効率化を図る観点から、市場化テストの対象となった事業を公サ法の対象から外し、国の行政機関等の責任において入札・契約を行うこととする、「市場化テスト終了プロセス」を設けることとした。

<資料編>

資料4：基調講演「公的統計に期待される民間事業者の品質と対応力」

早稲田大学政治経済学術院教授

西郷浩

公的統計に期待される 民間事業者の品質と対応力

西郷 浩

早稲田大学政治経済学術院

2018年10月19日

1

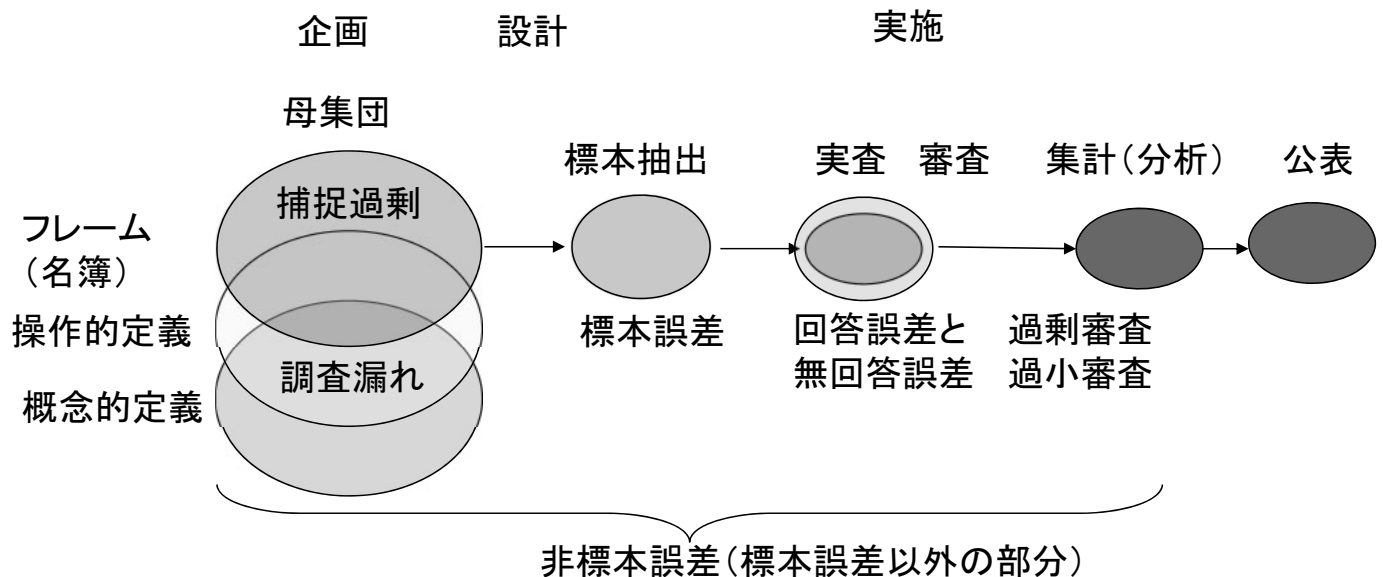
本日の報告の内容

- 統計委員会に所属する一個人としての見解
 - ~~統計委員会の期待する民間事業者の...~~
 - 公的統計に期待される...
 - 個人的な見解の開陳。
- 調査の全体を把握する力
 - 企画→設計→実施→審査→集計(分析)→公表
 - 個人的見解:
 - 右に行くほど民間事業者の創意工夫が活かしやすくなる。

2

調査の全体

■ 図1: 調査の段階全体と誤差



企画

- 何を調べるべきか
 - 政策立案のための情報の提供
 - 統計法が変わっても、政策立案のための情報の提供が公的統計作成の第一の目的である。
 - 国民の共有財産
 - ニーズの把握が難しい。
 - パブリックコメント
 - いろいろなユーザー
- → 民間事業者が提案することは難しい？

設計1

- 標本の設計

- 公的統計部門においては、標本を設計する力が弱くなっている。
 - 統計部門の人員削減の結果
- 公的統計全般に渡る知識
 - 例：国勢調査と労働力調査との関係

5

設計2

- 調査票の設計

- 質問の設定
 - 言葉づかい
- 調査票のレイアウト
 - 新しいタイプの調査票（online調査をふくむ）
- 公的統計全般に関する知識
 - 当該調査において何を調べれば有効な集計が可能か。
 - 基幹統計については、統計委員会の承認が必要。

6

実査1

- 統計調査員制度
 - 維持が困難になってきている。
 - 調査員の高齢化。
 - 新しい人材の確保の困難。
- モニター調査の併用
 - 若年の調査対象者の低回答率を補充。
 - 総務省「全国消費実態調査」における参考表。

7

実査2

- プロセス管理の概念
 - 実査の進行を動的に把握・管理する力
 - 公的統計部門では現代化が遅れている？
- 無回答や回答誤差への対応
 - 再訪問、説得など
 - 疑義照会
 - コールセンター
 - 単年契約の難しさ。

8

審査

- 審査の方法・経験の蓄積
 - 民間事業者の活用にあたって、西郷が一番心配していた部分
 - 無回答
 - 処理方法(集計に直結)
 - 回答誤差
 - 発見方法
 - » 経理項目等、専門的な知識が必要な部分。
 - 処理方法(集計に直結)
 - 単年契約で経験の蓄積が可能か？

9

集計(分析)

- 集計(分析)
 - 民間事業者に一日の長あり？
 - 制約条件
 - 統計調査を承認する段階で集計表の細部まで決められている。
 - 顧客(消費者)に自社製品を提供するという姿勢は、民間事業者の方がすぐれている。
 - 調査結果を分析する余裕のある公的統計部門は少ない。

10

公表

- 利用者（消費者）への情報提供
 - － 分かりやすい説明
 - 「判断」まで含めるべきか。
 - － 西郷は、含めるべきでないという意見。
 - 自分の予想と異なる結果については、調査方法や集計方法に批判的な意見を述べる利用者が多い。
 - 分かりやすい説明を提供する点は、民間事業者の得意分野？
 - － 公的統計調査全般に関する知識が必要。

11

まとめ

- 民間事業者の活用
 - － 企画
 - 自由に力を発揮する余地が少ない？
 - － 設計
 - 公的統計部門における弱体化
 - － 実査・審査
 - 自由に力を発揮できる余地が大きい。
 - － 集計（分析）・公表
 - 同上。

12

追加

- 加工統計
 - SNA
 - 人事交流は行われている。
 - その他の加工統計
 - XX指数
 - 基準改定の作業
 - » 部署によっては、「みんな新人」ということが発生する。

13

参考文献

- 伊藤廣一(1985)
『調査の企画と設計』第2版 一粒社
- JMRA公的統計基盤整備委員会(2018)
『公的統計市場に関する年次レポート：
魅力ある公的統計市場の確立をめざして
(10年間の活動成果)』

14

<資料編>

資料5:委員会等の傍聴資料

(1)諮問第127号の概要

**(2)賃金構造基本統計調査の今後のあり方
について**

(3)諮問第128号の概要

平成31年3月18日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮問第127号の概要

（賃金構造基本統計調査の変更）

1 賃金構造基本統計調査の概要（現行計画）

調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

➤ 昭和23年に「個人別賃金調査」の名称で調査を開始以降、毎年実施。昭和39年から現在の調査名称に変更

調査実施課

厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室

調査範囲 及び 報告者数

- 日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「農業、林業」、「漁業」を除く16産業に属する事業所
- 常用労働者5人以上を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び常用労働者10人以上を雇用する公営事業所
⇒約8万事業所（母集団：約140万事業所）
- 上記事業所に雇用される労働者
⇒約170万人（母集団：約4,200万人）

調査票 及び 調査事項

【事業所票】

事業内容、雇用形態別労働者数（常用労働者・臨時労働者）、企業全体の常用労働者数、新規卒者の初任給額及び採用人員 等

【個人票】

労働者の性別、雇用形態、就業形態、最終学歴、年齢、勤続年数、役職又は職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、通勤手当・精皆勤手当・家族手当、賞与・期末手当等特別給与額 等

調査期日

毎年6月30日現在（ただし、個人票のきまって支給する給与額等については6月1か月間、また、個人票の賞与・期末手当等特別給与額については調査実施前年の1月1日から12月31日までの間）

調査組織

厚生労働省－都道府県労働局－労働基準監督署－調査員－報告者

結果公表

概要：調査実施翌年の3月、詳細：調査実施翌年の6月

（注）なお、調査範囲及び調査組織については、現行の調査計画と実際の調査内容との間に一部相違がある。

2 調査結果の利活用状況

行政施策上の利用

◆ 最低賃金の改定

中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安の設定の基礎資料

◆ 労災保険給付額の算定

労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定の基礎資料

◆ 地域手当の算定

人事院における国家公務員給与の地域手当の支給地域及び支給割合の決定の基礎資料

◆ 女性の役職者割合の算出

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）における企業認定基準^{（注）}の設定のための基礎資料

（注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局に申請し、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができる。

企業等による利用

◆ 企業における賃金決定等の基礎資料

2

3 調査計画の変更（1）－ 調査対象の属性的範囲 －

2019年調査の調査計画について、①調査対象の属性的範囲から除外する業種の追加、②新たな行政ニーズや、2019年5月1日予定の改元、労働者の個人情報保護に対応した調査事項の見直し、③調査方法の整理・再編などを変更※

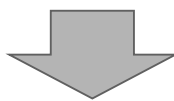
※ 今回は、2019年調査の実施に当たり喫緊に対応が必要な計画を変更するものであり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）への対応を含めた2020年調査以降の抜本的な見直しについては、2019年5月以降に改めて諮問する予定

◆ 調査結果の利活用や調査の効率的実施等を勘案した除外対象業種の追加

- 調査対象の属性的範囲のうち、「大分類M 宿泊業，飲食サービス業」から「小分類766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」に属する事業所を除外

【現行計画】

日本標準産業分類のうち、「大分類A 農業，林業」、「大分類B 漁業」、「小分類792 家事サービス業」、「中分類96 外国公務」及び「大分類S 公務（他に分類されるものを除く）」を除く全ての産業



【変更後】

日本標準産業分類のうち、「大分類A 農業，林業」、「大分類B 漁業」、「小分類766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」、「小分類792 家事サービス業」、「中分類96 外国公務」及び「大分類S 公務（他に分類されるものを除く）」を除く全ての産業

3

3 調査計画の変更（２） - 調査事項① -

◆ 行政ニーズに対応した外国人労働者の「在留資格」を把握する調査項目の追加

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の改正により、2019年4月から新たな在留資格による外国人労働者の受入れが開始されることを踏まえ、外国人労働者の的確な実態把握の観点から、個人票に外国人労働者の「在留資格」に係る調査項目を追加

【変更後】

(20)	(21)	備考
昨年1年間、賞与、期末手当、特別給与額 賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みません。3か月を超えて算定されるものは含みません。	在留資格番号 外国人労働者について記入してください。 日本人及び特別永住者等は記入不要です。	事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。

◆ 外国人労働者に係る集計事項の追加

- 上記の「在留資格」に係る調査項目の追加に伴い、在留資格区分等別の実労働時間数や給与額等に係る集計事項を追加

4

3 調査計画の変更（２） - 調査事項② -

◆ 改元への対応及び労働者の個人情報保護の観点からの調査事項の変更

- 2019年5月1日に予定されている改元に伴い、事業所票及び個人票における調査実施年の表記部分について、新元号に変更
- 個人情報保護の観点から、個人票の「労働者の番号又は氏名」欄を削除し、備考欄への識別番号等の記入により、記入対象労働者の特定が可能となるよう変更

【現行計画】

(1)	(2)	(3)	備考
一連番号	労働者の番号又は氏名	性	記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。



【変更後】

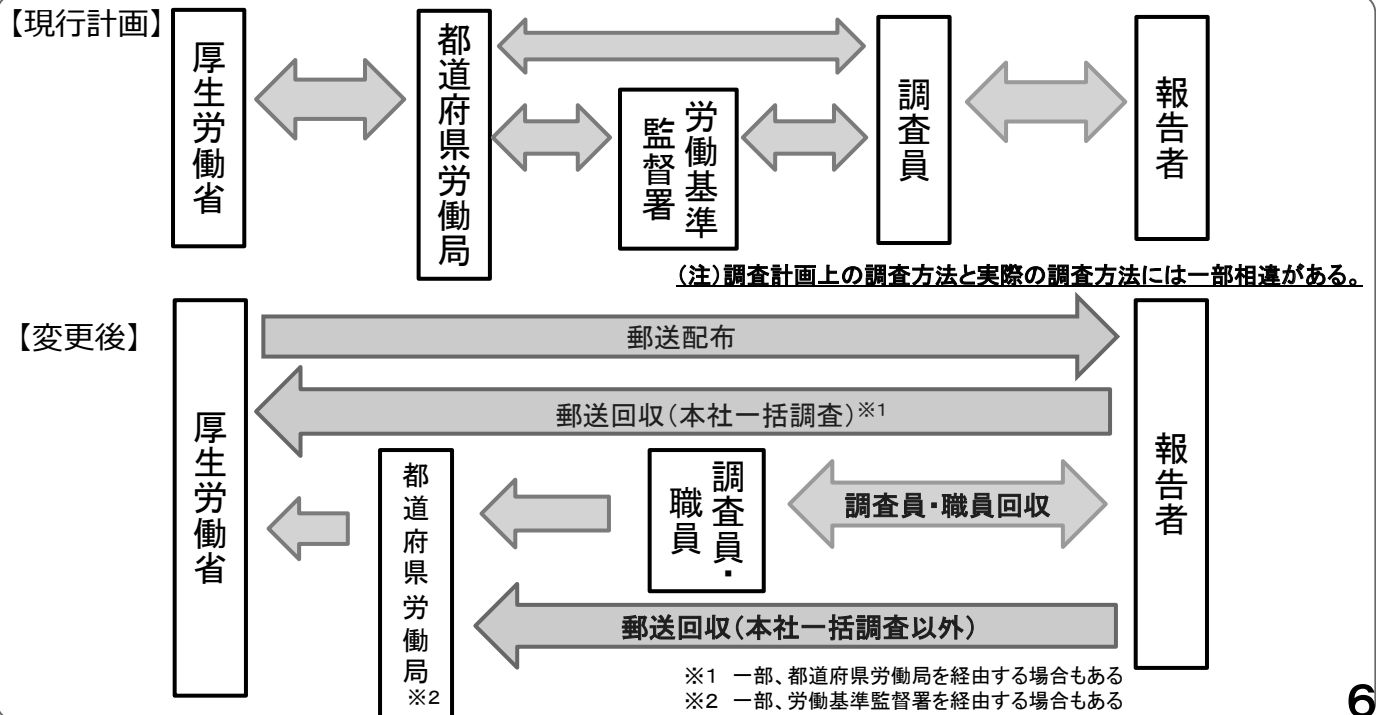
(1)	(2)	備考
一連番号	性	事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。

5

3 調査計画の変更（3） - 調査の方法 -

◆ 統計調査業務の効率化等の観点から、「郵送調査」を基本とした調査方法に整理・再編

- 調査対象事業所の所在状況を踏まえた調査の効率的実施の観点から、調査票を「厚生労働省からの郵送配布」に変更するとともに、調査員又は職員による重点的な督促・回収や、本社一括調査の効果的な活用により、回収率（精度）の確保・向上を計画



6

4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応状況

課題内容

毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。【平成30年度（2018年度）から実施】

匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。【平成30年度（2018年度）から実施】

調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。【平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論】

対応状況：指摘を踏まえた対応等

有識者で構成する「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）における検討結果を踏まえ、今後試算等を行う予定

個人票については、世帯調査の手法の準用の可能性がある一方、匿名データの提供事例のない事業所系調査にも当該手法が準用可能か、今後の議論の進め方について検討中

- ・平成32年（2020年）調査からのオンライン調査導入とともに、平成31年（2019年）調査から郵送調査を基本とした調査方法への変更のほか、本社一括調査を導入
- ・学歴区分の細分化と、調査対象職種について日本標準職業分類と整合的かつ網羅的な区分への見直しを検討
- ・回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更案及び当該変更による推計値への影響についてWGにおいて検証中
- ・試験調査に併せて実施したアンケート結果及び実査・集計に与える影響も踏まえ、事業所内の全労働者を調査することについて整理・検討中

7

5 現時点で想定される主な論点

- ◆ 本調査が対象とする属性的範囲は、どのような理由から設定されているのか。今回の除外対象業種の追加は、利活用等の観点から見て妥当か。他に見直しが必要な業種はないのか。
- ◆ 追加する調査事項については、行政ニーズや調査結果の利活用等の観点からみて、適切なものとなっているか。報告者負担の軽減にも配慮されているか。
- ◆ 郵送調査を基本とした調査方法への整理・再編のほか、回収率をはじめとする、調査の質の維持・更なる改善に向けた方策を図る余地はないか。
また、調査員・職員による調査票の督促・回収及び本社一括調査については、それぞれの役割分担等が明確となっているか。回収状況の適切な管理にも留意されているか。
- ◆ 民間事業者の活用を主たる目的とした、試験調査による検証はどのような結果となっているのか。当該検証結果も踏まえ、今後、更なる調査業務の効率化や回収率向上を図るため、どのような方策を検討しているのか。
- ◆ 2020年調査から導入を計画しているオンライン調査の検討は、どの程度進捗しているのか。今回の調査から先行的に導入を図る余地はないか。
- ◆ 集計事項については、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。また、調査の実施状況等を踏まえた情報提供の充実にも十分留意されているか。

賃金構造基本統計調査の 今後の在り方について

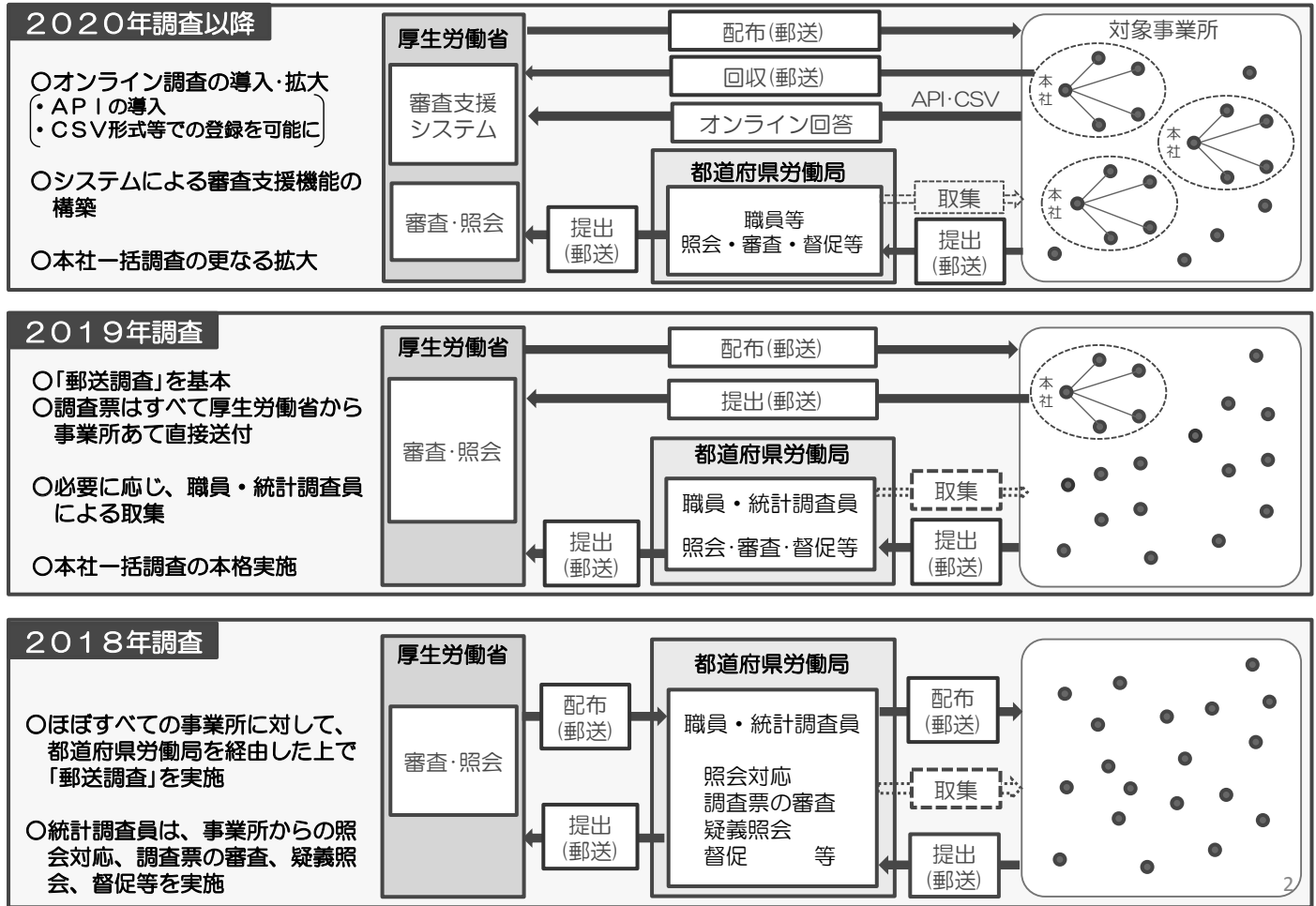
2019年3月18日

厚生労働省政策統括官（総合政策、
統計・情報政策、政策評価担当）

賃金構造基本統計調査の今後の方向性

- 賃金構造基本統計調査については、都道府県別・産業別・規模別の無作為抽出により調査を実施している。結果として、都道府県内に調査対象事業所が広範囲に分布している。
- 以上の特性を踏まえ、報告者負担の軽減、行政事務の効率化、回収率と統計精度の向上を考慮すると、様々な課題はあるが将来的には「オンライン調査」が基本となることが望ましい。
- 他方、2018年調査ではほぼすべての事業所について「郵送調査」を実施しているが、
 - ・これまでの回収率向上に向けた取組み(excel形式の調査票の掲載等)を通じ、回収率は70%台で安定的に推移、
 - ・統計調査員等により正確性の担保のための事務処理が行われている中で、標準誤差率も目標精度を概ね達成(都道府県・産業大分類・企業規模別に5%以内)と、調査の目的は概ね完遂できている。
※ 統計調査員は、事業所からの照会対応、調査票の審査、疑義照会、督促等を実施
- 今後は、「オンライン調査」（2020年導入を目指す）への移行を念頭に「郵送調査」を行うことを基本とする（調査手法の明確化）。このため、2019年調査から、調査票は本省からの一括配布とするとともに、本社一括調査の拡大を図る。
職員・統計調査員は今後、回収率と統計精度の向上に向けた取組みに注力することとする。
- このほか、労働者数の推計について、回収率を考慮した推計方法への変更を検討する。
- また、回収率と統計精度の向上、統計利用者の利便性向上、報告者負担の軽減、行政事務の効率化等の観点から、調査対象範囲・調査項目の見直し等の取組みを進めていくこととする。

1 調査方法の明確化・見直し



2 回収率・統計精度の向上

検討項目	概要	スケジュール
行政側の運用改善	○調査票の回収数がゼロの抽出層に属する事業所を優先に督促・回収。 ※ 本調査では、地域別・産業別・事業所規模別に約3万の抽出層を設定。回収数がゼロの抽出層をなくす努力をすることで、統計精度の向上が期待。 ※ 都道府県労働局長が費用対効果の観点から調査票回収のために訪問が適当と認める場合は、職員又は統計調査員が訪問し、調査票を収集。 ○調査票の回収状況のオンタイム管理、督促履歴の共有 ※ 本省において日々の回収状況を把握し、督促等を迅速・機動的に実施。 ○都道府県労働局の職員(幹部)による督促の徹底 ※ 統計調査員のみならず、職員(幹部)が適時、回答拒否事業所等に対処。 ○都道府県労働局ごとの目標回収率の設定 ※ 地域ごとの回収率の相違・変動を踏まえ、実態を踏まえた目標回収率を設定。 ○事務処理マニュアルの見直し ※ 回答拒否事業所への対処事例、回収状況のオンタイム管理の徹底など。	2019年調査から
統計調査員の活用	○従来より、事業所からの照会対応、調査票の審査、疑義照会、未提出事業所に対する督促等を実施。 ○調査票の回収数がゼロの抽出層に属する事業所等について、必要に応じ、職員又は統計調査員が訪問し、調査票を収集。(再掲)	2019年調査から
提出期限の統一	○提出期限を調査計画上の期限(7月31日)に統一。 ※ 調査の実施時期：7月1日から7月31日まで ※ 都道府県労働局から厚生労働省への提出期限(現行8月20日)を見直し。	2019年調査から
復元方法の見直し	○労働者数の推計について、回収率を考慮した推計方法への変更を検討。	2019年度中に検討・結論

3 調査対象範囲・調査項目の見直し

① 調査対象範囲

検討項目	概要	スケジュール
バー・キャバレー・ナイトクラブ	○調査対象範囲から除外することを明確化。 ※ 本統計(基本集計)の調査対象従業員に占める割合：0.2%	2019年調査から

② 調査項目

在留資格(追加)	○就労目的の外国人の雇用形態・賃金等を把握。 ※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年関係閣僚会議決定)	2019年調査から
職種区分(充実)	○日本標準職業分類と整合的で網羅的な職種体系への見直しを検討。 ※ 現行(129区分)：特定の職種のみ 改正案(154区分)：すべての労働者を網羅する職種	2019年度中に検討・結論
学歴区分(充実)	○最終学歴の学歴区分の充実を検討。 ※ 現行(4)：中学卒、高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒 改正案(6)：中学卒、高校卒、専門学校卒、高専・短大卒、大学卒、大学院卒	2019年度中に検討・結論
初任給	○新規学卒者の初任給額に関する調査を継続する必要性を検討。 ※ 賃金構造基本統計調査の個人票を用いた集計で代用できる可能性。	2019年度中に検討・結論
諸手当	○「きまって支給する現金給与額」の内訳として把握している「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」に関する調査を継続する必要性を検討。 ※ 主に最低賃金改定の検討に活用されており、一般的な集計・公表の対象外。	2019年度中に検討・結論

諮問第128号の概要

(経済産業省生産動態統計調査の変更)

I. 経済産業省生産動態統計調査の概要（現行）

調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得る

調査の概要

調査実施機関

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

調査範囲 報告を求める者

【調査範囲】

- ① 鉱産物及び工業品（約1,600品目。以下「調査品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所
- ② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所

【報告を求める者】 約17,000（従業者数が一定規模以上の事業所を全数調査）

調査系統・方法

➤ 調査員、郵送又はオンラインにより調査

① 経済産業省 ————— 郵送・オンライン ——— 報告者

【機械器具月報(その24)機械工具 など 計25調査票】

② 経済産業省 — 経済産業局 ——— 郵送・オンライン ——— 報告者

【粉末や金製品月報(超硬チップを除く)など 計47調査票】

③ 経済産業省 — 都道府県 — [統計調査員] — 報告者
【ばね月報など 計63調査票】

④ 経済産業省 — 民間事業者 ——— 郵送・オンライン ——— 報告者

【非鉄金属月報など 計46調査票】

※ 複数の調査系統を経由している調査票がある。(合計109調査票)

調査事項

① 製品

(生産、受入、消費、出荷、月末在庫)

経済産業大臣が必要と認める場合、
②～④の事項についても報告を求める。

- ② 原材料（消費、月末在庫）
- ③ 従業者（月末従業者数）
- ④ 生産能力、設備
(月末生産能力、月末設備台数)

公表時期

【公表方法】インターネット及び印刷物

速報：調査月の翌月末

確報：調査月の翌々月中旬

年報：調査月の翌年の6月

調査周期

【調査周期】毎月

【提出期限】翌月15日（一部については、翌月10日）

Ⅱ．結果の主な利活用

二次統計等への利用

- ① 鉱工業指数(IIP)の「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するための基礎データ
- ② GDP年次推計や四半期別GDP速報(QE)を推計するための基礎データ
- ③ 産業連関表を推計するための基礎データ

産業振興施策における利用

- JIS規格や工業標準化法の改正^(注)などでの鉱工業品の品質改善を検討するための基礎データ

(注) 第196回通常国会において、工業標準化法(昭和24年法律第185号)が一部改正され、産業標準化法となる。
(施行日:平成31年(2019年)7月1日)。

民間分野における利用

- 業界団体における、各業界の業況把握、景気判断及び需要予測の基礎データ

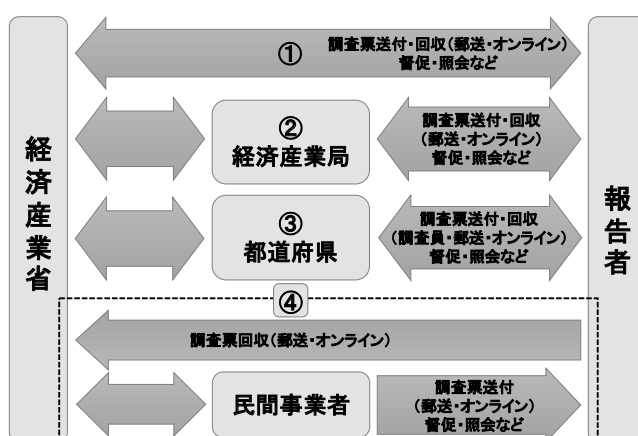
2

Ⅲ．主な変更内容

1. 調査系統・方法の変更(平成32年(2020年)4月調査から)

機械器具、セメント・セメント製品、革靴などに係る**63種類の調査票**(以下「月報」という。)の配布・回収業務などについて、新たに**民間事業者を活用**。

現行計画

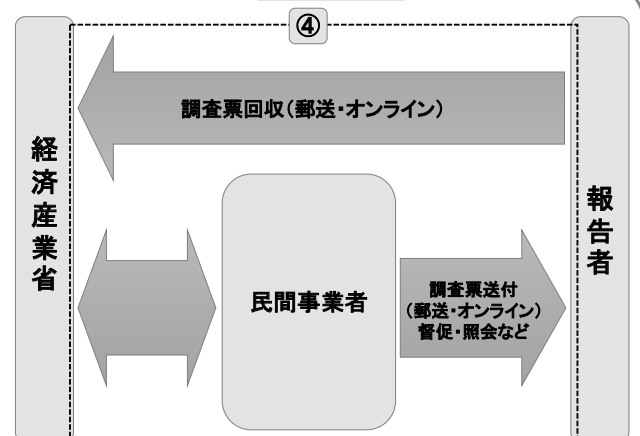


系統	月報数	調査票(月報)の種類
①、②、③	24	機械器具月報(その40)自動車 など
①、③	1	セメント・セメント製品月報
②、③	23	ダイカスト月報 など
③	15	革靴月報 など
④	46	鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材、化学繊維月報、紡績糸月報 など

※1 複数の系統がある月報については、調査対象事業所の従業者規模別等で、調査系統を①～③に区分している。

※2 ④の調査系統については、平成29年9月調査から実施。

変更後



全ての調査系統において、民間事業者経由に一本化

系統	月報数	調査票(月報)の種類
④	109	機械器具月報(その40)自動車、セメント・セメント製品月報、ダイカスト月報、革靴月報、鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材、化学繊維月報、紡績糸月報 など

3

Ⅳ. その他の変更内容

2. 調査票の提出部数、提出期限、提出先の変更

前記「1. 調査系統・方法の変更」を受け、「提出部数」、「提出期限」、「提出先」を以下のとおり変更

- ① 提出部数:「2部」⇒「1部」
- ② 提出期限:「翌月10日」⇒「翌月15日」
- ③ 提出先:「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」、「都道府県知事」⇒「経済産業大臣」

3. 報告者数の減少

調査対象となる事業所^(注)の減少のため、「約17,000事業所」から「約14,000事業所」に変更

(注) 調査対象の選定方法については変更なく、従業者数が一定規模以上の事業所を全数調査している。

4. 公表の方法の変更

調査結果の公表方法については、「インターネット及び印刷物」による公表から、「インターネット」のみの公表に変更

4

V. 前回答申時の「今後の課題」と確認事項

前回答申(平成29年1月27日付け統計委第3号)時の課題

民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定
の観点から十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて委託業務内容等
の改善に活用すること

➡ 上記の課題に対する、調査実施部局の対応状況を確認

(注)民間事業者への業務委託や活用の重要性は、公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)において、以下とおりの記載がある。

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(2)民間委託された統計調査の品質確保・向上

公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計に係る業務に集中的に投入するとともに、優れたノウハウやリソースを有する民間事業者を効果的かつ適正に活用することが引き続き重要となっている。

(中略)

また、各府省は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成29年3月3日最終改正)に基づく仕様書の見直しやプロセス管理の実現、民間委託業務の事後的検証を含めた情報共有に取り組む。

5

Ⅵ. 第Ⅲ期基本計画などにおける検討事項

第124回統計委員会における指摘事項

第Ⅲ期基本計画や平成30年6月29日の統計委員会からの意見を踏まえ、平成30年7月12日の第124回統計委員会では、国民経済計算体系的整備部会において、以下の取組を直ちに開始することと整理された。

- 国民経済計算の財部分における第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を早急に実施(具体的な検証作業は内閣府に要請)
- 上記の検証結果を踏まえ、財部分の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」を中心に、必要な検討を開始
- 同検証結果を踏まえ、同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査を行い、必要に応じ関係する部会と連携しながら検討を実施

➡ 上記3つの課題に対する、調査実施部局や国民経済計算体系的整備部会における検討状況を確認

(注)第Ⅲ期基本計画においては、以下のとおり記載。

第2 公的統計の整備に関する事項

(1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実

ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等

QEと年次推計との改定幅の縮小に向け、QE推計から年次推計に至るそれぞれの段階で利用される基礎統計におけるデータの差異を縮小するため、主に経済産業省生産動態統計調査、サービス産業動向調査(月次調査部分)について、所管する関係府省が一体となって改善策を検討する。

6

Ⅶ. 現在想定されている論点

1. 民間事業者の活用による調査結果への影響や効果について

- 平成29年9月から開始した民間事業者の活用にあたっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿って、適切に実施されているか。

※ ガイドラインに沿って実施すべき事項: 民間事業者の業務の進捗管理、業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や教育の実施により秘密保護の徹底を要求 等

- 民間事業者の活用により、回収率の低下や審査の遅延など、結果精度に影響を及ぼすような事態は生じていないか。また、民間事業者の活用状況に関して十分な検証を行っているか。

- 今回、全ての調査系統を民間事業者経由に一本化するにあたっては、上記の検証結果も踏まえ、統計調査の適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、どのような措置を講じることとしているのか。また、調査系統の一本化により、どのような効果を期待しているのか。

2. 印刷物による公表を廃止することへの対応について

- 調査結果の利用に不都合が生じる印刷物を利用する者について、どのような対応措置を検討しているのか。

3. 第Ⅲ期基本計画等への対応について

- 国民経済計算のQEと年次推計の改定幅縮小に向け、本調査の改善を図る余地はないか。

など

7

— 禁 無 断 転 載 —

「公的統計市場に関する年次レポート 2018」

～公的統計市場の成長と正確なデータの提供に向けて～

2019年 5 月31日発行

発行所:一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-9 石川ビル 2F

電話 (03) 3256-3101

FAX (03) 3256-3105

<http://www.jmra-net.or.jp>

©Copyright, 2019; JMRA, ALL Rights Reserved

